

使用済み容器中の付着農薬の除去と空容器の処分に関するガイドライン

制定 1994年1月

最終改正 2016年9月

当ガイドラインは、業として農薬を使用する事業者（法律上農家は事業者扱いです）を対象とした考え方を示しています。廃棄物に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)で、廃棄物の分類が規定されており、事業者からの廃棄物と一般家庭からの廃棄物では処理の考え方方が異なります。具体的な運用、適正な処理法については、お住いの市町村にご相談ください。

農薬使用後の空容器の処分については、関係法令等(注1、注3)の定めるところに従う他、適切な処分により環境への影響を防止する必要があります。本ガイドラインは、農薬使用後の空容器の回収・廃棄に際しての考え方を示すものです。

基本的考え方

- 農薬は計画的に購入し、余らせて廃棄することのないようにすべてを使いきる。
- 使用済み容器の洗浄液等は同じ農薬の散布液調製に用いるなど、ほ場内で処理する。
- 洗浄済み空容器は他の用途には絶対に使わず、環境に影響を与えないよう適切に処理する。
- 処理の際は、製品ラベルに定められた保護具を着用する。

(注1) 農林水産省では従来から「農薬の空容器は十分洗浄した上で、廃棄物処理業者への処理の委託等による適切処理の推進に努める」(農林水産省 [平成17年農業生産の技術指導について](#))と指導している。また、農薬工業会の「農薬容器表示要領」にそって、注意事項が製品ラベルに表示されている。

1. 使用済み容器中の付着農薬の除去法

1.1 紙袋の容器（ただし、プラスチック袋及びアルミ蒸着袋は、後述の「1.2 瓶や缶状の容器」に準ずる）

- 1) 薬剤散布機や希釀用容器に中身の農薬を移したのち、さらに袋を軽く叩いて内面への付着分を薬剤散布機や希釀用容器に入れる。
- 2) 眼に見えるような付着分がないことを確認し、たたんで保管する。

1.2 瓶状や缶状の容器（プラスチック袋、アルミ蒸着袋など、中を洗える袋もこれに準ずる）

- 1) 薬剤散布機や希釀用容器に、中身の農薬をボタ落ちが無くなるまでさかさまにして移し終えたのち、容器の約1／4の水を加えて密栓し、よく振った後移し、散布液調製

に使用する。

- 2) この操作を計3回繰り返し、眼に見えるような付着分が無いことを確認する。
- 3) 容器内の水をよく切って、まとめて保管する。

(注2) 「水による3回洗浄法」により、現在農薬容器に用いられている瓶や缶状容器の内部に通常付着している農薬のほぼ99.5%以上を除去できる(別表参照)。(なお、油剤については、倒立してほ場に立てておく方法で付着分を除去する)

1.3 振発性農薬(例えばクロルピクリン剤等)の入った缶状の容器

- 缶の中のクロルピクリン等はできる限り使い切る。
- 缶の内面にわずかに付着した液は次の手順で処理し、空き缶は完全に臭気を抜く。

1) 付着液処理

- ①周囲に影響を及ぼさない場所に、小さな窪みを作り、缶の口栓をはずし、缶をさかにし、窪みの中に収まるように倒立させる。
- ②缶が倒れないよう、土寄せをする。この時、缶の中の付着液が出やすくなるよう、傾かないように立てる。(1~2日で缶の付着液はなくなる)

2) 残臭処理(上記1)に引き続いて)

<方法-1>

そのまま、周囲に影響を及ぼさない場所に1ヵ月ほど倒立させておく。その後缶を上向きにして臭いを確認する。臭いが残っていればさらに1週間静置し、完全に臭いがなくなるのを待つ。

<方法-2>(およそ3日で確実に臭気を抜く方法)

- ① 口栓を開け、缶の底面に3、4箇所、穴を開ける。
- ② 周囲に影響のない場所に、缶を横倒しにし、風通しが良くなるようにする。缶が風で転がらないように、2~3缶をロープ等で束ねておく。

3) 回収

残臭処理後、臭いが完全に抜けたことを確認して、ほ場から回収する。空き缶を処理業者等に出す場合は、臭気が完全に抜けていることを確認すること。

[クロルピクリン工業会HP](#)も参照してください

1.4 エアゾール缶

- 1) 容器に不用意に穴をあけると内容物が噴出して危険なので、容器に穴をあけない。
- 2) 中身がどうしても残ってしまった場合は、火気のない風通しのよい屋外で噴射音が消えるまで内容物を出しきる。この場合、ティッシュや新聞紙などに吹き付けるなどして、周囲に飛散しないよう気をつける。

- 3) 「ガス抜きキャップ」が装着されている容器では、使用方法に従う。
「ガス抜きキャップ」がついていないものでは、不用意に容器に穴をあけると内容物が噴出して危険なので、容器に穴をあけない。
- 4) 指定された回収場所に出す。

[日本エアゾール協会HP](#)も参照してください。

2. 付着農薬を除去した空容器の処分方法

- 付着農薬を除去した空容器は他の用途には絶対に使わず、以下のように適切に処理する。
- 1) 農家等、農薬空容器の排出事業者自身で、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託する。
 - 2) 農薬の使用済み空容器を市町村が回収・処分しているところでは、定められた方法に従う。
 - 3) 農薬の使用済み空容器を地域共同で適正に回収処分する体制が確立しているところでは、当該システムにより処分する。

(注 3) 農薬の使用済み空容器に関する、法律（廃掃法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律）上の取扱い

- 農家は事業者であり、事業者の排出したプラスチック、金属、ガラスは産業廃棄物となる。許可を受けた産業廃棄物処理業者及び収集運搬業者と委託契約し、適切に処理する。その際にはマニフェスト（産業廃棄物管理票）を発行し、最終処分を確認する。このマニフェストの写し及び産業廃棄物処理委託契約書を5年間保存すること。また、毎年、都道府県に対し産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出する必要がある。
- 事業者の排出した紙類は事業系一般廃棄物であるので、許可を受けた一般廃棄物処理業者及び収集運搬業者と委託契約し、適切に処理する。

別表

(農薬工業会試験成績より)

農薬 (剤型)	1回の洗浄で 除去した 農薬量 (%)	2回の洗浄で 除去した 農薬量 (%)	3回の洗浄で 除去した 農薬量 (%)
A (液 剤)	98.45	99.43	>99.43
B (乳 剤)	99.23	99.91	99.94
C (ゾル剤 A)	97.44	99.78	99.92
D (ゾル剤 B)	98.04	99.96	99.99

表中の数字は、4回実施した洗浄液総量に含まれていた農薬量を100として、各回の洗浄液に含まれていた農薬量をもとに除去率を算出し、累積除去率として表したもの。

ただし、中の農薬を使い切ったらすぐに洗浄することが必要(付着分が固まると取れにくくなるものがある)。

(参考資料)

使用済み農薬空容器の種類、洗浄法、廃棄物の区分

使用済み農薬空容器の種類、洗浄法、廃棄物の区分			
農薬容器の種類		洗浄法	廃棄物の区分
容器の素材	容器の形態	3回洗浄	
プラスチック類	プラスチックボトル	○	産業廃棄物
	プラスチック缶	○	
	プラスチック袋	○	
	プラスチックキャップ・中栓その他（筒、チューブ）	○	
金属類	アルミ袋	○	産業廃棄物
	金属缶	△	
	金属キャップ	△	
ガラス類	ガラス瓶	○	産業廃棄物
紙類（注）	紙袋	-	一般廃棄物 (事業系)
	その他（紙パックなど）	△	

○：適用 △：個々に確認を要す -：該当せず

（注） 濡気防止のため、紙ベースに、樹脂やアルミなどを貼り合せた容器と、樹脂を塗布、アルミ蒸着加工した容器がある。

廃棄にあたっては市町村に相談すること。

- 両者を貼り合わせている容器で、剥がすことの可能なものは、それぞれを剥がして分別・排出する。
- 樹脂を塗布したもの又はアルミを蒸着した容器は、容器素材の大半を占める紙類又はプラスチック類と見なす。
- 銀色の包装容器類をライター等で燃やしたとき、燃えたり、チリチリと縮んだりするものはアルミ蒸着加工したもの、燃えずに変形しないものはアルミ箔と判断し、区別する。

以上